

市販解熱薬の夜間配送事業について

令和4年8月23日

福祉保健部 衛生薬務課

県庁内線 3450

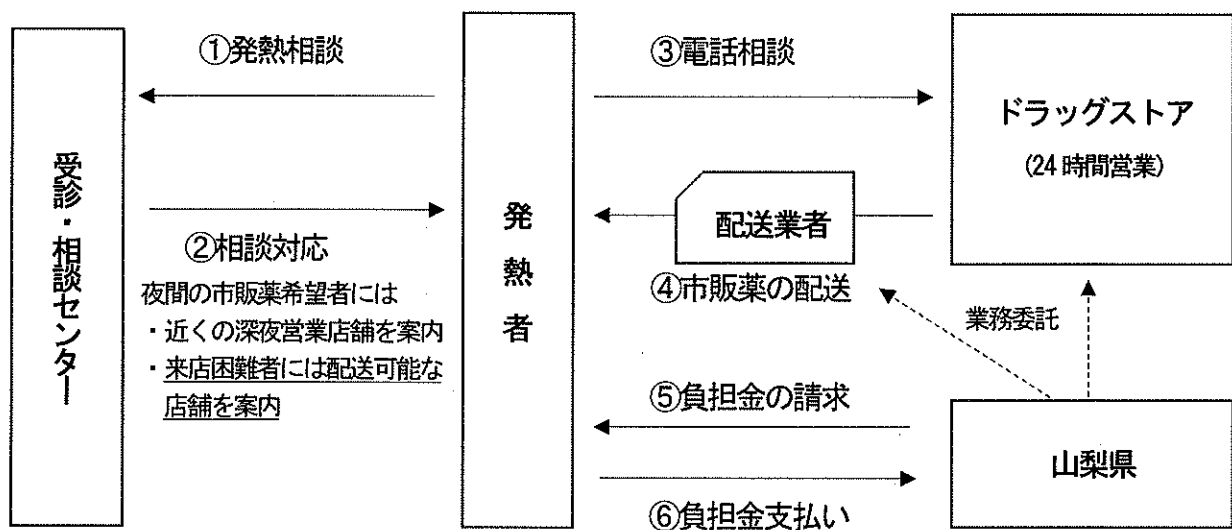
1 概要

- 夜間（18:00～翌 9:00）に受診・相談センターへ電話相談した発熱者には、深夜営業のドラッグストアを案内している。
- 加えて、どうしても店頭で購入することが困難な方に対しては、24時間営業のドラッグストアを案内し御自宅に解熱剤を配送する。

※ 受診・相談センター電話番号

甲府市内 055-237-8952、甲府市外 055-223-8896

2 業務の流れ



3 利用者負担金

解熱薬代金（実費）のほか、配送手数料として1,500円を徴収。

※ 当日は非接触により配送し、後日、負担金を県に納入

※ 配送手数料は、生活保護受給者及び住民税非課税世帯は免除

4 その他

実施期間 令和4年8月29日（月）から当面の間。

令和4年8月23日
山梨県産業労働部成長産業推進課
課長 行村 真生
電話 055-223-1565 (内線 4600)

報道関係者各位

生活関連施設等感染予防対策強化事業支援金 申請受付を再開します

～社会全体の感染対策の強化に向けて最大30万円の支援金を交付～

山梨県では、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大に備え、小売業や生活関連サービス業など日常生活に密着した対人サービスを提供する県内中規模以下の事業者に対し、感染予防対策に必要な機器購入等の支援事業を実施してきました。

申請期限を7月31日としておりましたが、オミクロン株のBA.5系統を中心とする感染が急速に拡大していることなどを踏まえ、生活に密着したサービスを提供する多くの店舗や施設において、エアロゾル感染対策の強化を図るため、申請期間を10月31日(月)まで延長することとし、8月25日(木)から受付を再開します。

県民の安全安心な生活とそれを支える事業者の経済活動を守るため、多くの事業者に活用していただきたく、報道関係者には申請受付再開について広く周知していただきますようお願いします。

<支援事業の概要>

- ・対象事業者 県内において消費者との間で日常的に決済を行う中規模以下の事業者
(すでに本支援金を受給している店舗・施設であっても受給額が上限(30万円)に満たない場合は、上限額と受給額の差額を申請することができます。)
- ・支援対象期間 令和4年1月23日から7月31日 10月31日まで
- ・支援対象機器 HEPAフィルタ付き空気清浄機
サーキュレーター
二酸化炭素濃度測定器 等
※エアロゾル感染対策を強化するため支援対象機器を変更しています。
- ・支援上限額等 30万円(下限5万円)、事業者負担なし
※消費税及び地方消費税は支援対象外

詳細は別添のリーフレット及び事務局ホームページでご確認ください。
URL : https://yamanashigz-sien.com/seikatsu_kanren02

